

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、当社及び社子会社並びに関連会社(以下、総称して「当社グループ」という)の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定める。

第1章 総則

第1条 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、以下の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1)株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努める。
- (2)株主のほか従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーと適切な協働を図る。
- (3)会社情報の適切な開示により、透明性の確保に努める。
- (4)当社グループの効率的・効果的な経営を指向し、取締役会機能の維持向上を図る。
- (5)機関投資家をはじめとする株主との間で建設的な対話に取り組む。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条 株主総会

当社は、株主が株主総会議案を十分に検討し、適切な議決権行使ができるように、定時株主総会の招集通知を法令による期限を限界として可能な限り迅速に発送するとともに、東京証券取引所のTDnet及び当社のホームページに招集通知を提示する。

2.当社は、株主が適切に議決権行使ができるようにその環境整備に努める。

第3条 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を図り、権利行使の環境整備に努める。また少数株主、外国人株主を含む株主の実質的な平等性に配慮する。

第4条 政策保有株式

当社は、業務提携、取引関係の維持・強化などの経営戦略の一環として中長期的に企業価値を向上させることを目的として、必要と判断する企業の株式を政策的に保有する。

2.主要な政策保有上場株式については、取締役会において、その経済合理性を中長期的な観点から検証を実施する。

3.政策保有株式の議決権行使については、各議案が中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点に立ち、議案毎に適切に行行使する。

第5条 資本政策の考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を指向し、成長分野への継続的な投資と経済環境等の急激な変化に備えるため、十分な株主資本の水準を保持することを基本方針とする。また、株主還元については資本の効率性にも配慮し、継続的・安定的に実施する。

第6条 関連当事者との取引

当社は、関連当事者との取引にあたっては、法令及び社内規程に従い、事前が取締役会の承認を得た上で行う。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

第7条 企業行動準則

当社グループは 当社グループ社員に求められる基本的な考え方や行動の在り方を示す「森下仁丹企業行動憲章」に基づき、グループ全体の従業員の法令遵守・企業倫理遵守を徹底する。

第8条 ステークホルダーとの関係

当社グループは、株主のほか従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮する。

第9条 多様性の確保

当社グループは、社内の多様な価値観を確保するため、国籍や性別を問わず幅広い人材の確保に努力するとともに、女性の活躍、躍進を図るため女性社員が働きやすい職場環境を整備し、女性社員がより能力を発揮できるような企業風土の醸成に努める。

第10条 内部通報制度

当社グループは、従業員等が違反するまたは違反する恐れのある行為を通報または相談する窓口を社内、社外に常設し、周知・運営をしている。

また、従業員等が通報・相談したことを理由に不利益な取り扱いを受けないことを規程に定めて周知し、制度の整備を実施し経営上のコンプライアンスの確保に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第 11 条 開示情報の充実

当社グループは、会社法、金融商品取引法、その他の法令並びに金融商品取引所上場規程に従って、公正かつ透明性の高い財務及び業務に関する事項を開示する。

2.当社グループは、法令に基づく開示以外の情報提供に関しても、企業行動憲章に基づき適時・適切な開示を行い、社会に対する透明性を高める。

第 12 条 情報提供の信頼性の確保

当社グループは、提供情報の信頼性を確保するため、監査等委員である取締役並びに外部会計監査人による客観的かつ適正な会計監査を実施し、会計監査人、取締役会、監査等委員会、内部監査部門が連携して適正な監査を実現する。

第 5 章 取締役会等の責務

第 13 条 取締役会等の役割

取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ効果的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上について責務を負う。

2.取締役会は、前項の責務を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略及び経営計画の策定や重要な投資案件等の業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

3.取締役会は、取締役会規則に定めた取締役会が決定すべき事項以外の業務の執行及びその決定について、代表取締役社長等の経営陣に委任するとともに、これらの職務の執行状況を監督する。

4.当社は、業務執行の効率性を確保するため執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能の役割を分担する。

第 14 条 取締役会の構成

当社の取締役の員数は当社定款で定める 3 名以上であるが、取締役会が当社の事業活動に係る重要事項の決定、業務執行の監督を迅速かつ合理的に審議するに適切な員数とする。

2.独立社外取締役については、東京証券取引所が定める独立役員の要件を充足する候補者を独立社外取締役として選定する。その他の取締役候補者は、当社事業領域の経営に適する人材などから選定し、取締役会全体としての知見、能力等のバランスに配慮する。

第 15 条 独立社外取締役

当社は、経営の意思決定や監督機能を一層活性化させるため、より多様な専門的知識、経験を有した中立的・客観的な立場で経営に参画する独立社外取締役を選任する。

2.当社の取締役会では、前項の趣旨を踏まえ、より中立的・客観的な視点を反映させるため、独立社外取締役を複数名指名する努力を行う。

3.当社は、取締役会での議論を充実させるため、独立社外取締役に対して取締役会事務局から議案概要を事前説明するほか、独立社外取締役に対する当社事業所の視察などを実施する。

第 16 条 取締役会の実効性確認

当社は、取締役会の運営が実効的であるかどうかを分析・評価するため、株主総会終了後の取締役会において取締役会の開催状況報告を行うほか、開催頻度や議案の審議状況について、各取締役の意見聴取の上、取締役会に報告することで運営の充実を図る。

第 17 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員である取締役の研修方針

当社は、新任の取締役に対して、その就任時に管理本部担当役員が導入ガイダンスを実施するとともに、社内規程並びに役員の職務遂行上の留意点などを教育する他新任役員向けの外部セミナーへ派遣し、必要な知識の習得の実施を行う。

第 18 条 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、調査権を有した独立制の機関として取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行を監査することにより、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を確立する。

2.監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議へ出席し適切な意見を述べるとともに、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員及び子会社等から適時・適切な報告を受ける。また、会計監査人及び内部監査部門と必要な情報を共有する等、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

3.監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を実施し、取締役に対する助言または勧告等の意見の表明など必要な措置を適時に講じる。

4.監査等委員である独立社外取締役は、当社の業務執行から完全に切り離され独立・客観的な観点から業務執行の監査を実施する。

第 19 条 監査等委員会

当社の監査等委員である取締役は定款で3名以上と規定されているが、事業規模等を勘案し少人数で実効性のある監査等委員会を指向するとともに、透明性や公正性の観点から監査等委員会の半数以上を監査等委員である独立社外取締役とする。

2.監査等委員会は、社外取締役及び内部監査部門と連携し、情報の共有化を図る。

3.監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。

第6章 株主との対話

第20条 株主等との対話

当社は、株主等からの対話の申し込みがなされた場合、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で前向きに対応する。

2.株主等との対話等は法令及び東京証券取引所の定める適時開示等規則に従って実施する。また、これらの定めのない事項に関しても、当社が株主等に有益と判断する事項については適時・適切な企業情報開示を当社のホームページや各種メディアなどを通して実施する。

3.対話で得られた意見等は取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員である取締役及び社内関係者にフィードバックし、事業活動に適切に反映するよう努める。

第21条 本方針の制定・改廃

本基本方針は、取締役会において制定し、改正するものとする。

本基本方針の改廃は取締役会の決定によりこれを行う。

本基本方針は、平成27年12月1日より施行する。

平成30年 6月28日 改正

平成30年12月20日 改正